

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第75条の 8 第 2 項において準用する第50条の 2
処 分 の 概 要	違法停車車両の移動命令等（高速自動車国道等におけるもの）
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	<u>第50条の 2</u>、第51条及び第51条の 2 の 2 の規定は、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第51条第 3 項中「当該車両が駐車している場所からの距離が50メートルを超えない道路の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第 4 項中「当該車両が駐車している場所からの距離が50メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第 5 項中「駐車場、空き地、第 3 項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所」とあるのは、「第 3 項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。 ※ <u>第50条の 2</u> 車両（トロリーバスを除く。以下第51条の 2 まで及び第51条の 4 において同じ。）が第44条、第47条第 1 項若しくは第 3 項又は第48条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	